

産後ケア事業



産後のお母さんの体のこと、赤ちゃんのこと、
気になることについて、助産師などの専門のスタッフから
育児のサポートを受けることができる事業です。

利用対象者

桜井市に住民票がある、出産後1年以内の母親と乳児

1年以内に流産、死産を経験された女性も含まれます。

ただし、以下の理由により、利用できない場合があります。

- ・感染症(麻しん、風しん、インフルエンザ等)に罹患している場合
- ・入院または加療を要する場合、その他医療行為を必要とする場合



桜井市産後ケア事業
ホームページ

利用できる日

ショートステイ、デイサービス、アウトリーチ:合計7回まで (利用形態は問わない)

サービス内容

- ・お母さんの健康管理や産後の生活に関するアドバイス
- ・乳房ケア(乳房マッサージ含む)や授乳についての支援
- ・赤ちゃんの沐浴、体重測定などの発育・発達のチェック、スキンケア等育児方法のアドバイス
- ・お母さんの休息のサポート

申請方法と利用までの流れ

- ① こども家庭センターの窓口へ申し込み ※妊娠中から申請可能
(申請書は窓口においてあるものまたはHP掲載様式をご利用ください)
- ② 保健師等による面談と、利用についての説明
- ③ 利用申請承認後、産後ケア事業利用券を送付
- ④ 利用者が利用施設へ予約
 - ・利用する際の持ち物やサービス内容、食費については、施設に直接お問い合わせください。
 - ・利用料金は利用施設へ直接お支払いください。
 - ・キャンセル料金が発生した場合、市は関与しかねます。
- ⑤ 産後ケア利用



利用料



サービス内容		課税世帯	非課税世帯・生活保護世帯
ショートステイ（宿泊）	1泊2日	3,000円	無料
デイサービス（日帰り）	8時間	1,250円	
	6時間	1,000円	
	4時間	750円	
	2時間	400円	
アウトリーチ（訪問）	2時間	500円	

※食事代は各施設の請求に合わせて別途お支払いください。（非課税・生活保護世帯の方も有料です）

利用可能施設

※施設の空き状況等により希望の日程で利用できない場合もあります。

施設名	住所・連絡先	対象月齢	ショートステイ	デイサービス	アウトリーチ
めい 芽愛助産院	天理市前裁町274-1 0743-63-3538	3か月未満	○	○	
酒本産婦人科医院	橿原市内膳町4-4-26 0744-25-3389	3か月未満	○	○	
赤崎クリニック	桜井市谷111 0744-43-2468	4か月未満	○	○	
さくらレディースクリニック	橿原市上品寺町528 0744-23-1199	4か月未満	○	○	
こと 心友助産院	広陵町三吉260-3 0745-55-8700	1歳未満	○	○	○
ふじ助産院	天理市西長柄町388-2 0743-67-3765	1歳未満	○	○	
のんの助産院	香芝市瓦口68-1サントゥネール寿501 070-9022-4135	1歳未満		○	○
ひろさわ助産所	090-2041-0781 ※SMSでも申し込みできます。	1歳未満			○

※対象月齢等変更になる場合がありますので、詳細は桜井市ホームページまたは施設に直接ご確認ください。

お問い合わせ先

桜井市子ども家庭センター 桜井市粟殿1000番地の1 ☎0744-47-4626